

生駒市選挙管理委員会告示第2号

生駒市選挙人名簿抄本閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月12日

生駒市選挙管理委員会委員長 新田 博司

生駒市選挙人名簿抄本閲覧規程の一部を改正する告示

生駒市選挙人名簿抄本閲覧規程（平成18年10月生駒市選挙管理委員会告示第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第2号中「被保険者証、組合員証」を「資格確認書」に改める。

別記様式中「健康保険証」を「資格確認書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年2月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に健康保険組合、国民健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合その他の公共的機関が交付した被保険者証、組合員証の取扱いについては、当該被保険者証、組合員証が効力を有するとされた間（当該期間の末日が令和7年12月2日以後であるときは、同月1日までの間）は、なお従前の例による。